

参考資料 1

平成 28 年 12 月 2 日

首都大学東京 都市教養学部
都市政策コース 教授
奥 真美

木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る経過措置に対する意見

第 3 回検討会には残念ながら出席できません。

前回は欠席でしたが、前回検討会において合法木材に係る経過措置について審議がなされたかと思えます。

これに関して、後日お送りくださった資料を拝見いたしましたが、前回検討会で示された対応方向（案）では極めて不十分であると考えます。経過措置を残すとしても、平成 18 年 4 月以前に契約がなされていることを証明する契約書の写しを提出させるなどの措置は最低限必要だと思えます。

もしくは、林野庁が業界団体を通じて確認した平成 18 年 4 月以前の在庫(7.8%)を特定したうえで、業界団体が平成 18 年 4 月 1 日以前に契約がなされたものであることを保証するなり、林野庁がそれを認定するなりといった、信憑性・信頼性を担保するための措置が別途講じられるべきだと思えます。

いずれにいたしましても、この件については十分かつ万全な対策の検討が必要であると考えますので、お伝えしておきます。

次回検討会において私の意見を皆さまと共有していただけると有難く存じます。

以上